

知らない
と
損する

農業者年金に 加入して安心して 豊かな老後を

- 60日以上農業に従事する方なら広く加入できます。
- 保険料は全額が社会保険料控除の対象で大きな節税効果。
- 一定の要件を満たす方には月額最大1万円の保険料補助。

ご存じですか？

・65歳の日本人の平均余命は
**男性19年（84歳）、
女性24年（89歳）**
農業者年金受給者は
さらに長生きされる
データがあります。

高齢農家世帯の家計費は、
月額約23～24万円
が必要です。
(総務省家計調査などより)

国民年金の支給額は
一人、月々約6万5千円
(40年加入の場合)



豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、
老後の生活費は自分で準備する必要があります。

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入
して安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金に加入すれば ～農業者年金の支給額の試算～

| 加入年齢 | 納付期間 | 保険料 納付総額 | 年金額(年額) | | 想定される受給総額 | |
|------|------|-------------|---------|------|-----------|---------|
| | | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 20歳 | 40年 | 960万円 | 77万円 | 65万円 | 1,645万円 | 1,742万円 |
| 30歳 | 30年 | 720万円 | 51万円 | 43万円 | 1,092万円 | 1,156万円 |
| 40歳 | 20年 | 480万円 | 30万円 | 25万円 | 646万円 | 684万円 |
| 50歳 | 10年 | 240万円 | 13万円 | 11万円 | 288万円 | 305万円 |

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。受取総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の15年間(平成28年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.77%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成30年度は0.35%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

農業者年金の特徴

1 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方やパートなどで農業に従事されている方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています



2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

つまり生涯を通じて税制上の優遇措置があります



まだまだあります。こんな特長▼

4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金としてお支払いします。

6 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、経営継承など一定の要件を満たせば特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

詳しくは…

農業者年金基金 <http://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か JA または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL : 03-3502-3199 (相談員) TEL : 03-3502-3942 (企画調整室)

